

## 足寄町地域公共交通リ・デザイン推進体制構築事業仕様書

### 1 業務名

足寄町地域公共交通リ・デザイン推進体制構築事業(以下「本業務」という。)

### 2 目的

足寄町(以下「町」という。)では、高齢化率が 40%を超え、移動の約 70%を自家用車に依存している。現行の市街地交通は、住民アンケートにおいて運行便数や所要時間への不満が示されており、需給のミスマッチが顕在化している。更には、公共交通を兼務する職員の減少により公共交通に関するノウハウの蓄積が一層困難となり、行財政リソースの制約や運転手不足により、従来型交通の維持は限界を迎えつつある。そのため、町地域公共交通計画に掲げる「交通サービスの見直し・乗合デマンド導入」や既存バスとスクールバス等の統合など、輸送資源を最大限活用した幅広い再編検討が不可欠である。

本事業では、外部専門人材の伴走による実践的なデータ分析演習等の研修や、ワークショップの実践を通じて、地域の交通事業者や住民等と連携しながら、企画・福祉・教育等の既存部局の職員が少人数でも自走できる「庁内横断的なモビリティ人材の育成」を図ることを目的とする。

また、これらの調査・分析及び合意形成の過程を通じて、町の地域特性や移動ニーズに即した新たな公共交通体系の構築に向けた方向性を整理し、公共交通体系の再編・導入に向けた「交通再編（実証運行）計画案」を作成することを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日まで

なお、国の補助事業（モビリティ人材・組織育成タイプ）の完了実績報告が令和 9 年 2 月 26 日までであるため、本業務の完了、成果品検査、請求、支払に必要な期間を考慮すること。

### 4 委託料上限額

本業務の委託料は、19,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

### 5 業務内容

受託者は、国の補助事業（モビリティ人材・組織育成タイプ）の趣旨を踏まえ、町職員の主体性を引き出す伴走型の支援を行うものとする。具体的な業務内容は以下の通りとする。

#### (1) 基礎調査・データ収集・分析

エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の土台として、既存公共交通データ及び新規取

得データを掛け合わせ、町の交通環境と町民の移動実態を客観的に可視化する。次年度以降も町職員が自律的にデータ分析や効果測定（PDCA）を行えるよう、分析ツールの使用方法やデータの読み解き方について実践的なノウハウ移転を行うこと。

- 既存データの整理及び分析

町内交通サービス・民間バスの利用実績データ、乗降実績、人口動態、地域特性等を整理・統合する。

- 人口、地域特性情報の整理

居住人口（現状・将来）、高齢化率、主要施設（病院、通勤、買物等）

- 地域公共交通ネットワークおよび利用実態の可視化

既存交通の路線・運行頻度・停留所別の乗降客数を重ね合わせ、需要と供給のギャップを可視化する。

- 人流等ビッグデータの取得、分析

スマートフォン GPS データ等の人流ビッグデータを取得し、既存公共交通のデータと掛け合わせる。これにより、町民の潜在的な移動ニーズ、「交通空白地」の特定、時間帯・属性別の移動傾向および主要な移動の起点・終点（OD 分析）を、GIS 等を用いてヒートマップ形式等で可視化する。なお、人流データについては、マルチキャリアのスマートフォンから取得すること。

## （２）住民アンケート調査の実施・分析

住民の潜在的な移動ニーズや公共交通への不満・要望を把握するため、無作為に抽出する 15 歳以上の町民を対象とし、郵送又は WEB 回答を併用してアンケート調査を実施する。なお、調査票の設計、印刷、発送、回収、集計、分析までの一連の作業を受託者が担うこと。

## （３）町内交通関係者調整・ワークショップを通じた交通人材育成

上記データ分析結果を活用し、町職員（全庁横断）、地域住民、交通事業者等の間で「現行交通の維持が困難である」という危機感を共有するとともに、実践的なワークショップを通じて、町職員に対して合意形成プロセスと企画立案ノウハウを習得させる。

- 交通事業者等への事前ヒアリング・個別協議

ワークショップ実施前に、町内の交通事業者へ個別協議を実施する。その際、受託者は町職員に対し、データに基づく論理的な協議手法をレクチャーし、事業者目線の懸念事項や運行上の制約を事前に洗い出し、既存交通との共存共栄に向けた大筋の合意形成の土台を構築する。

- 実践的ワークショップの企画・運営

町職員、地域住民、交通事業者等が参加するワークショップ（概ね 2 回程度）を企画・運営する。単なる意見聴取の場ではなく、参加する各主体が交通再編に向けた以下のノウハ

ウ・視点を習得できるプログラムを提案・実践すること。

- ・地域住民

データから地域の交通課題を読み解き、持続可能な移動手段（自助・共助・公助のバランス）を自ら考えるノウハウ

- ・交通事業者

客観的データ（需要・交通空白地等）に基づく効率的な運行や新交通モードとの共存に関するノウハウ

- ・町職員

多様なステークホルダー間の利害を調整し、エビデンスに基づく企画立案を導くファシリテーションのノウハウ

- ・役割分担

発注者は関係者のリストアップ・招集及び会場手配を行う。受託者は、企画立案、当日の配布資料・ワーク用機材の準備、ファシリテーション、結果のとりまとめを行うこと。

#### （４）施策方針・実証計画案の策定

（１）～（３）を通じて得られた地域合意や抽出された課題を踏まえ、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた基本方針及び次年度以降の具体的な実証計画案を策定する。

- 公共交通ネットワークの再編・最適化検討

公共交通サービスが重複して運行しているエリアの最適化や、定時定路線バスの維持・再編案、新交通モードへの円滑な移行に向けた代替案の比較検討を行う。

- 新交通モード実証運行計画案の策定

令和９年度における実証運行（定時定路線バスの維持・再編、乗合タクシー、デマンド交通、公共ライドシェア、既存ハイヤーの活用、企画・福祉・建設・教育分野との連携、既存行政サービスとの連携等、複数の選択肢）へのスムーズな移行を目指し、具体的な運行エリア、想定ダイヤ・ルート、運行主体、費用対効果を勘案した資金計画（国の補助金等の活用シミュレーションを含む）を含む、実践的な計画案を策定すること。

なお、特定の交通モード又は特定のサービスの導入を前提とせず、利用者利便性、既存交通事業者との役割分担、財政負担、運行継続性、データ取得・評価可能性の観点から比較検討すること。

- 実装ロードマップの作成

次年度以降の速やかな実証運行への移行、およびその後の本格運行・事業継続に向けた具体的なスケジュールとステップをまとめた「実装ロードマップ」を作成する。

#### （５）実証運行体制構築支援

次年度以降、町主体で円滑に事業を継続・展開できるよう、組織的な基盤を整備する。

- 体制構築・運行設計支援

策定した次年度の実証計画に基づき、対象地域における関係事業者（地元ハイヤー事業者等）との最終調整に向けた協議支援を行うこと。また、次年度のスムーズな実証運行移行及び国の補助金（「交通空白」解消タイプ等）の申請を見据え、運行管理体制（受付・配車方法や役割等）の整理など、運用の具体化に向けた実務支援を行うこと。

なお、地域特性に配慮し、高齢者が容易に活用できる公共交通であることを十分に加味すること。

#### （６）その他

本仕様書では、本業務の実施にあたり必要最小限の内容事項等を記載しており、受託者は本業務の目的と目指す姿等の実現のため、その専門的立場から他自治体の参考事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において、効果的な提案がある場合には、積極的に行うこと。また、業務の連続性と地域特性への深い理解および実装を見据えた確実な合意形成を行うこと。

### ６ 成果品

以下の成果物を電子データにて提出すること。

- （１）業務報告書一式
- （２）データ分析報告書
- （３）アンケート調査結果報告書
- （４）ワークショップ等に関する報告書
- （５）新交通モード実証運行計画案・実装ロードマップ案
- （６）その他、本業務の目的を達成するために必要と認められるもの

### ７ 個人情報保護対策

受託者は、本業務の遂行において知り得た個人情報、交通事業者の経営情報、その他一切の機密情報を第三者に漏洩してはならない。業務完了後、または解約後も同様とする。

また、個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守すること。

### ８ 再委託の禁止

業務の全体又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、データ解析やアンケート発送等、業務の性質上、特定の専門分野を分担させる必要がある場合は、書面にて事前に発注者の承諾を得るものとする。

### ９ 留意事項

- ・本業務は単なる計画書作成の代行ではなく、町職員等の「人づくり」および関係者の「場づくり」が主眼である。受託者は、参加者の主体性や納得感を最大限に引き出す伴走型

のファシリテーションに務めること。

- 本業務を通じて整備した各種データ、分析手法、マニュアル等は、特定の事業者依存することなく、町が今後も自律的かつ汎用的に活用・アップデートできるよう配慮して納品すること。
- 本業務において受託者が作成した成果品（報告書、ワークショップ資料等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び版権は、原則として発注者（足寄町）に帰属するものとする。
- 業務着手時、各事業実施における節目、および必要に応じて、発注者と受託者間で綿密な打合せ（対面またはオンライン）を行い、進捗状況の共有と方向性の確認を徹底すること。
- 本仕様書に定めのない事項、又は業務の履行にあたって解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が誠実に協議の上、決定するものとする。